

特例業務所管組織工事等契約申込心得

(目的)

第1条 この心得は、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構特例業務所管組織（以下「特例業務所管組織」という。）が締結する工事及び役務（以下「工事等」という。）の契約についての入札及び見積り（以下「入札等」という。）に関して、別に公告、公示又は通知（以下「公告等」という。）した事項のほか、必要な事項を示したものであります。

(入札等参加者の資格)

第2条 入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）は、特例業務所管組織が定める資格を有する者でなければなりません。

第2条の2 入札参加者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がある場合は、入札等に参加することはできません。（基準に該当する者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。）なお、上記の関係がある場合に、辞退する者を決めることを目的に当事者間で連絡を取ることは、第8条第2項の規定に抵触するものではありません。

(1) 資本関係

以下のいずれかに該当する2者の場合。ただし、会社法（平成17年法律第86号。以下「会社法」という。）第2条第3項に規定する子会社（以下「子会社」という。）又は子会社の一方が会社更生法（昭和27年法律第172号。以下「会社更生法」という。）第2条第7項に規定する更正会社（以下「更正会社」という。）若しくは民事再生法（平成11年法律第225号。以下「民事再生法」という。）第2条第4項に規定する再生手続（以下「再生手続」という。）が存続中の会社である場合は除く。

ア 会社法第2条第4号に規定する親会社（以下「親会社」という。）と子会社の関係にある場合

イ 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

(2) 人的関係

以下のいずれかに該当する2者の場合。ただし、アの場合については、会社の一方が更正会社又は再生手続が存続中の会社である場合を除く。

ア 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を兼ねている場合

イ 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を兼ねている場合

(3) その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

前2号と同視うる資本関係又は人的関係があると認められる場合

(入札保証金の納付)

第3条 入札参加者は、入札執行前に現金をもって入札保証金を特例業務所管組織に納付しなければなりません。ただし、公告等において入札保証金を免除された場合は、その納付を必要としません。

2 前項の入札保証金の額は、公告等において示された一定の率を申込者の入札価格に乗じて計算した金額（単価契約の場合は、公告等において示された金額）とします。

3 入札参加者は、次に掲げるものを入札執行前に特例業務所管組織に提供することにより、

入札保証金の納付に代えることができ、又は入札保証金の納付を免除されます。

- (1) 銀行振出小切手又は銀行支払保証小切手
- (2) 郵便為替証書又は郵便振替払出証書
- (3) 銀行の連帯保証書
- (4) 保険会社の交付する入札保証保険証券

(入札保証金の返還等)

第4条 入札保証金（その納付に代えて提供された担保を含む。以下同じ。）は、落札者に対しては、契約保証金の納付後に、落札者以外の入札者に対しては、落札者の決定後に返還されます。

2 落札者は、契約保証金の納付を必要とするときは、入札保証金を契約保証金の一部にあてることができます。

(入札保証金の帰属)

第5条 落札者が契約を結ばない場合は、その者の納付に係る入札保証金は、特例業務所管組織に帰属します。

(入札等)

第6条 入札等参加者は、示方書、図面、契約書案及び工事現場等を十分調査研究し、また暴力団排除に関する誓約事項（別紙1）を承諾のうえ、入札等に参加しなければなりません。

2 入札等参加者は、公告等で示された日時、場所において、次の各号により入札等を行わなければなりません。

(1) 入札の場合にあつては、入札書（様式第1号）を公告等番号、件名及び入札参加者の住所、氏名を表記した封筒に入れて封かんし、入札保証金の納付を必要とするときは、その納付を証明する書類を提示して、係員の指示により入札箱に投入すること。

(2) 見積りの場合にあつては、見積書（様式第2号）を通知番号、件名及び見積りに参加する者の住所、氏名を表記した封筒に入れて封かんし、係員の指示により提出すること。

3 入札参加者は、前項第1号の定めにかかわらず、公告等において郵便又は使者によって入札を行うことが認められているときは、前項第1号に定める入札を行うために必要な書類を入れた封筒に返信料（使者による場合を除く。）を添え、これを「〇年〇月〇日（〇時）執行、公告（又は通知）番号第〇号、〇〇入札書在中」と表示した別の封筒に封入して送付することができます。この場合、郵送によるときは、配達証明郵便により、入札書提出期日の前日（当該契約が特例規程第3条第1項に規定する特定調達契約に該当する場合には、公告又は公示に示した日時）までに提出箇所に到達しないものは無効とします。

4 入札等参加者は、公告等において入札等価格内訳書（入札価格又は見積価格の算出の根拠となった積算内訳書をいう。以下同じ。）その他の参考資料の提出を求められたときは、これを提出しなければなりません。

なお、提出された入札等価格内訳書その他の参考資料は返却しません。

5 入札等参加者は、契約の申込み（郵便又は使者による申込みを除く。）をする場合は入札書又は見積書の押印に使用した自己の印章を持参してください。ただし、代理人により入札等を行う場合は、その代理人は、入札等参加者の委任状とともに自己の印章を持参してください。

(入札等の辞退)

第7条 入札等の通知を受けた者は、入札等の執行完了に至るまでは、いつでも入札等を辞退することができます。

2 入札等の通知を受けた者が入札等を辞退するときは、その旨を、次の各号により申し出なければなりません。

(1) 入札等執行前にあつては、入札（見積り）辞退届（様式第3号）を直接持参し、又は郵送（入札等執行日の前日までに到達するものに限る。）すること。

(2) 入札等執行中にあつては、入札（見積り）辞退届又はその旨を明記した入札書若しくは見積書を、入札等を執行する者に直接提出すること。

3 入札等を辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱いを受けることはありません。

（公正な入札等の確保）

第8条 入札等参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為その他の不正行為を行ってはなりません。

2 入札等参加者は、入札等にあたり、競争を制限する目的で他の入札等参加者と入札等の価格又は入札等の意思についていかなる相談も行わず、独自に入札等の価格を定めなければなりません。

3 入札等参加者は、第15条の定めによる落札者等の決定前に、他の入札等参加者に対して入札等の価格を意図的に開示してはなりません。

（入札等の取りやめ等）

第9条 入札等参加者が連合し、又は不穩の行動をなす等の場合において、入札等を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札等参加者を入札等に参加させず、又は入札等の執行を延期し、若しくは取りやめることがあります。

（入札書又は見積書の引換え等の禁止）

第10条 入札等参加者は、いったん提出した入札書又は見積書の引換え、変更又は取消しをすることはできません。

（他の入札等参加者の代理禁止）

第11条 入札等参加者又はその代理人は、入札等に際し、同一事項について同時に他の入札等参加者の代理をすることはできません。

（開札）

第12条 開札は、公告等において示した日時、場所において、入札参加者全員の入札書が投入された後、直ちに入札参加者（郵便又は使者により入札書を提出した者を除く。）又はその代理人の面前において行います。

（入札の無効）

第13条 次の各号の一に該当する場合は、これに該当する者の入札（第9号の場合は、それぞれの入札）を無効とします。

(1) 入札執行後、入札参加者に特例業務所管組織が定める資格がないと認められる事情が明らかになった場合

(2) 入札の要素に錯誤があると認められた場合

(3) 郵便により送付された入札書が所定の日時までには到達しない場合又は郵便若しくは使者により送付された入札書がその封筒の表記により当該入札の入札書であることを確認

しがたい場合

- (4) 入札保証金の納付を必要とする場合で、入札保証金の納付がないとき又は入札保証金が所定の金額に達しないとき。
  - (5) 入札書の記載事項が不明な場合又は入札書に記名押印がない場合
  - (6) 入札書の金額が訂正されている場合
  - (7) 明らかに連合によると認められる入札を行った場合
  - (8) 他人の競争参加を妨げ又は係員の職務の執行を妨害した場合
  - (9) 著しく不正な価格をもって入札し、他人の正常な競争を妨げた場合
  - (10) 同一人が、同一事項の入札について2以上の入札書を提出した場合又は入札参加者若しくはその代理人が他の入札参加者の代理をして入札書を提出した場合
  - (11) 前各号に掲げる場合のほか、入札に必要な条件を具備しない場合
- 2 開札後、警察当局から、暴力団員が実質的に経営に経営を支配する業者又はこれに準ずる者として、特例業務所管組織公共事業等からの排除要請があったときは、当該者のした入札は無効として取り扱うものとします。

(入札書等の取り扱い)

第14条 入札等参加者が連合し若しくは不穏な行動をなす等の情報があった場合又はそれを疑うに足りる事実を得た場合には、提出された入札書及び第6条第4項に基づき提出された工事費内訳書等その他の参考資料を必要に応じ公正取引委員会及び警察当局に提出する場合があります。

(落札者等の決定)

- 第15条 競争契約の場合は、開札の結果、契約の目的に応じ、予定価格の制限の範囲内で最高又は最低の価格をもって入札した者を落札者とします。ただし、予定価格が250万円を超える工事又は100万円を超える役務の業務の請負契約について、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適當であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とします。
- 2 前項の場合において、同価入札をした者が2人以上あるときは、直ちに、これらの者のうちから抽選により落札者を決定します。この場合において、抽選を行うべき者のうち、これを辞退する者があるときは、他の同価入札をした者により抽選を行い、抽選を辞退した者以外の者が1人であるときは、その者をもって落札者とします。
  - 3 前項の場合であって抽選を行う者のうち不在の者があるときは、その入札に関係のない特例業務所管組織の職員にその者に代わって抽選をさせます。
  - 4 随意契約の場合は、契約の目的に応じ予定価格の制限の範囲内で、見積書その他の資料に基づいて契約の相手方を決定します。

(再度の入札)

- 第16条 開札した場合において落札者がいないときは、再度の入札を行うことがあります。ただし、郵便による入札を行った者がある場合において、直ちに再度の入札を行うことができないときは、別途指定する日時において再度の入札を行います。
- 2 当初の入札に参加しなかった者及び第13条各号の一に該当したため当該入札を無効とさ

れた者は、再度の入札に参加することができません。

(契約保証金の納付)

第17条 落札者及び随意契約の相手方と決定した者（以下「落札者等」という。）は、契約締結と同時に、現金をもって契約保証金を特例業務所管組織に納付しなければなりません。ただし、公告等において、契約保証金を免除された場合は、その納付を必要としません。

2 前項の契約保証金の額は、公告等において示された一定の率を契約価格に乗じて計算した金額（単価契約の場合は、公告等において示された金額）とします。

3 落札者等は、次に掲げるものを特例業務所管組織に提供することにより、契約保証金の納付に代えることができ、又は契約保証金の納付を免除されます。

(1) 銀行振出小切手又は銀行支払保証小切手

(2) 郵便為替証書又は郵便振替払出証書

(3) 銀行の連帯保証書

(4) 公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社と請負業者との保証契約に基づく保証証書

(5) 保険会社の交付する公共工事履行保証証券

(6) 保険会社の交付する履行保証保険証券

(契約保証金の返還)

第18条 契約保証金は、その契約が完全に履行された後に返還されます。ただし、分割履行が認められた場合においては、分割履行した都度、その割合に応じて返還を請求することができます。

(解体工事に要する費用等の提出)

第19条 工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）における分別解体等の実施が義務付けられる工事に該当する場合の落札者等は、落札決定の日又は契約の相手方決定の日から5日以内に解体工事に要する費用等を明示した書面を機構に提出し、承諾を受けなければなりません。

(前払金)

第20条 特例業務所管組織は、契約により契約の相手方に前払金を支払うことがあります。この場合は、契約価格に対する前払金の割合及び支払期日を、公告等において明示します。

(契約書等の提出)

第21条 契約書を作成する場合においては、落札者等は、契約書に記名押印し、公告等に示された期限までに特例業務所管組織に提出しなければなりません。ただし、特例業務所管組織の書面による承諾を得て、この期間を延長することができます。

2 落札者等が、前項に規定する期間内に契約書を提出しないときは、第15条の定めに基づく落札又は契約の相手方の決定は、その効力を失います。

3 契約書の作成を要しない場合においては、落札者等は、落札決定後又は契約の相手方決定後速やかに、請書その他これに準ずる書面（以下「請書等」という。）を特例業務所管組織に提出しなければなりません。ただし、特例業務所管組織がその必要がないと認めて指示したときは、この限りではありません。

(契約の成立)

第22条 契約の成立は、次の各号に定めるときとします。

(1) 前条第1項により契約書を作成する場合には、落札者等が契約書を特例業務所管組織に提出し、特例業務所管組織がこれを審査確認のうえ記名押印したとき。

(2) 前条第3項本文により請書等を提出する場合には、特例業務所管組織がこれを審査確認のうえ受理したとき。

(異議の申立)

第23条 入札等参加者は、入札等の執行後、この心得、示方書、図面、契約書案及び工事現場等についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできません。

(その他)

第24条 特例業務所管組織から交付された入札等に必要な書類は、入札等の執行後直ちに、特例業務所管組織に返却しなければなりません。

別紙

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記のいずれにも該当しません。  
また、当該契約満了までの将来においても該当することはありません。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなつても、異議は一切申し立てません。

以上のことについて、入札書又は見積書の提出をもって誓約します。

記

- 1 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である。
- 2 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている。
- 3 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している。
- 4 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している。

様式第1号

入	札	書
金	円	
<hr/>		
件名		
<hr/>		
特例業務所管組織工事等契約申込心得（及び内容説明書）承諾の うえ、上記金額により入札します。		
年 月 日		
住所 氏名		印
独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構 国鉄清算事業 地方機関 契約担当役		
殿		

備考 内容説明書がない場合は、( ) 書を削除して使用して下さい。  
(A列4番)

様式第2号

見	積	書
金	円	
<hr/>		
件名		
<hr/>		
特例業務所管組織工事等契約申込心得（及び内容説明書）承諾の うえ、上記金額により見積りします。		
年 月 日		
住所 氏名		印
独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構 国鉄清算事業 地方機関 契約担当役		
殿		

備考 内容説明書がない場合は、( ) 書を削除して使用して下さい。



(A列4番)

様式第3号

入札（見積り）辞退届		
件名		
_____		
上記件名の通知を受けましたが、都合により入札（見積り）を 辞退いたします。		
年	月	日
	住所	
	氏名	印
独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構		
国鉄清算事業		
契約担当役		
地方機関の長		
殿		

備考 「入札」又は「見積り」のいずれかを削除して使用して下さい。

(A列4番)